

近江八幡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、近江八幡市人権擁護に関する条例（平成24年近江八幡市条例第1号）の趣旨に基づき、すべての市民の基本的人権が尊重され、それぞれの多様な個性、特性、価値観を理解し、認め合えるまちとなることを目指すため、性的マイノリティである者が互いにパートナーであることを宣誓する、パートナーシップの宣誓の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向（恋愛、性愛の対象をいう。）が異性に限らない者又は性自認（自身が認識している性をいう。）が出生時の性と異なるものをいう。
- (2) パートナーシップ関係 双方の合意のみにより成立し、日常生活において互いの人権を尊重し、人生のパートナーとして、協力し合う関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップ関係にある者又はパートナーシップ関係になろうとする者同士が、市長に対し互いをパートナーとすることを誓うことをいう。

（宣誓者の要件）

第3条 宣誓をすることができる者は、次に掲げるいずれにも該当する者とする。

- (1) 一方又は双方が性的マイノリティであること。
- (2) 宣誓しようとする日までに双方が民法（明治29年法律第89号）に規定する成年に達していること。
- (3) 一方又は双方が市内に住所を有する（市内に転入を予定している場合を含む。）こと。
- (4) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある者を含む）がいないこと。
- (5) 宣誓しようとする双方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- (6) 双方が近親者（直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族をいう）でないこと。ただし、双方がパートナーシップ関係を前提として養子縁組をして、当該関係に該当している場合は、この限りではない。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓しようとする者は、本市職員の面前で近江八幡市パートナーシップ宣誓書（別記様式1以下「宣誓書」という）に自ら記入署名し、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し、住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写し（宣誓しようとする日から3か月以内に発行されたもの）
- (2) 現に婚姻していないことを証明する書類（宣誓しようとする日から3か月以内に発行さ

れたものに限る。)

(3) 双方が市内に住所を有しない場合、少なくとも一方が市内に転入することが確認できる書類。この場合において転入後2週間以内に、転入したことを確認できる資料を市長に提出しなければならない。

(4) その他、市長が必要と認める書類

2 宣誓しようとする者の双方又は一方が、宣誓書に自ら記入することができない場合は、他の者に代筆させることができる。

3 提出にあたっては、その日時等について事前に調整することとする。

(本人確認)

第5条 市長は、宣誓しようとする者双方が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書その他これらに類するものであって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

(通称名の使用)

第6条 宣誓しようとする者は、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書等に、戸籍上の氏名と併せて通称名(氏名以外の呼称であって社会生活上通用しているものをいう。)を記入することができる。この場合において、通称名を記入する者は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を当該宣誓書に添付するものとする。

(受領証等の交付)

第7条 市長は、第4条の規定により宣誓がされ、当該宣誓をした者(以下「宣誓者」という。)が第3条各号に掲げる要件のすべてを満たしていると認めるときは、宣誓者に対し、近江八幡市パートナーシップ宣誓書受領証(別記様式第2号)及び近江八幡市パートナーシップ宣誓書受領証カード(別記様式第3号)(以下「受領証等」という。)に受付後の宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

(変更の届出等)

第8条 宣誓者は、宣誓した内容に変更が生じた場合は、速やかに近江八幡市パートナーシップ宣誓事項変更届(別記様式第4号。以下「変更届」という。)に受領証等および変更事項が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更届の提出を受けたときは、宣誓者に対し、第5条各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

3 市長は第1項の規定により変更届の提出を受けたときは、その内容を確認し、変更後の内容を記した受領証及び受領証カードを交付するものとする。この場合において、変更前の受領証等は、回収するものとする。

(受領証等の再交付)

第9条 宣誓者は、当該受領証等を紛失、破損又は汚損し、再交付を希望するときは、近江八幡市パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（別記様式第5号。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、受領証等の再交付を受けようとする者が、前項の規定による申請をするときは、第5条各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

3 市長は、第1項の規定による再交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適切であると認める場合、受領証等を再交付するものとする。この場合において、受領証等の再交付を受ける者は、既に交付を受けた受領証等を返還しなければならない。ただし、紛失した場合を除く。

4 第3項の規定により受領証等の再交付を受けた者は、紛失した受領証等を発見したときは、速やかに発見した受領証等を返還しなければならない。

(受領証等の返還)

第10条 宣誓者は、次の各号に該当するときは、近江八幡市パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（別記様式6号。以下「返還届」という。）に自ら署名し、交付を受けた受領証等を添えて市長に提出しなければならない。ただし、紛失その他の事情により受領証等の添付が困難と市長が認める場合は、受領証の添付を要しない。

- (1) パートナーシップ関係が解消されたとき
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき
- (3) 第3条各号（第2号を除く）に掲げる要件に該当しなくなったとき

2 市長は、宣誓者が、前項の規定による返還届を提出するときは、第5条各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

3 返還届を提出しようする者の双方又は一方が、返還届に自ら記入することができない場合は、他の者に代筆させることができる。

(受領証等の無効)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受領証等を無効とする。

- (1) 偽りその他の不正な方法により、受領証等の交付を受けたとき
- (2) 受領証等を改ざんし、又は不正に使用したとき
- (3) 宣誓書を提出した時点において、第3条各号に規定する要件に該当していなかったことが判明したとき
- (4) 前条第1項各号に該当する事由があるにもかかわらず、返還届を提出せず、受領証等を返還しないとき

2 前項各号のいずれかに該当することが判明した場合、市長は宣誓者に対し近江八幡市パートナーシップ宣誓書等無効決定通知書（様式第7号）を交付するとともに、受領証等の返還を求めるものとする。

3 市長は必要があると認めるときは、無効を決定した受領証等の交付番号を公表することができる。

(情報の管理)

第 12 条 宣誓者が提出した個人情報の取扱いについては、近江八幡市個人情報保護条例（平成 22 年近江八幡市条例第 15 号）の定めるところによる。

(宣誓書等の保存)

第 13 条 市長は宣誓書等を永年保存するものとする。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。